

# 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等審査会設置要領

## （設 置）

第1 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）、農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等」という。）の交付の適正な運営及び資金の研修計画の認定等の審査を行うため、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）実施要綱第2条、農業次世代人材投資事業（準備型）実施要領第2条及び就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要領第2条の規定により、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2 審査会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等の研修計画に関すること。
- (2) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等の研修計画変更に関すること。
- (3) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等の交付・運営に関すること。

## （報告事項）

第3 審査会は、次に掲げる事項について報告を受ける。

- (1) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等交付対象者からの研修状況報告に関すること。
- (2) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等交付対象者からの就農状況報告に関すること。

## （組 織）

第4 審査会の委員は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 公益社団法人みやぎ農業振興公社担い手育成部長
- (2) 宮城県農政部農業振興課長
- (3) 一般社団法人宮城県農業会議事務局長
- (4) 宮城県農業協同組合中央会営農農政部長

## （委 員 長）

第5 審査会に委員長を置き、公益社団法人みやぎ農業振興公社担い手育成部長の職にある者をもって充てる。

## （審 査 会）

第6 審査会の会議は、公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長が召集する。

- 2 委員長又は委員長があらかじめ指名した者が審査会の議長となる。
- 3 審査会には、委員が指定する者を委員に代わって出席させることができる。
- 4 理事長が特に必要があると認めるときは、審査会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## （庶 務）

第7 審査会の庶務は、公益社団法人みやぎ農業振興公社担い手育成部において処理する。

## （そ の 他）

第8 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、理事長が審査会に諮って別に定める。

## 附 則

この要領は、平成24年7月2日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。